

契約の保証および前払金保証の電子化について

令和8年10月1日より、津和野町は契約の保証および前払金保証について、**電子による取扱いを開始します。**

(電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。)

具体的な電子化による取扱いにつきましては**保証事業会社(※)に確認のうえ**、手続きを行うようお願い申し上げます。

電子化の対象となる保証証書

前払金保証
(中間前払金含む)

→ ①前払金保証証書 (引受先：保証事業会社)

電子化対象

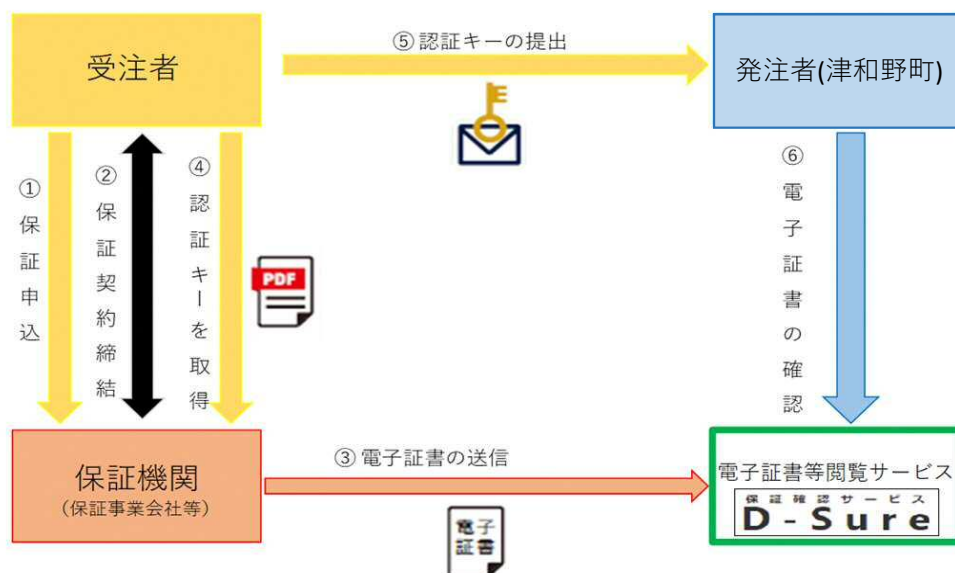
契約の保証

→ ②契約保証証書 (引受先：保証事業会社)

電子化対象

※保証事業会社…西日本建設業保証株式会社、
北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業
保証株式会社、

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、
発注者はこれにより「電子証書等閲覧サービス」にアクセスし、保証内容を確認します。

「保証契約番号」と「認証キー」等の送付先メールアドレス

soumu@town.tsuwano.lg.jp

◆受注者の皆様へ

契約保証につきましては、なるべく契約書類持参の前日までに「保証契約番号」と「認証キー」をメール送信くださいますようお願いいたします。来庁の当日に送信される場合は、念のため事前に担当課へその旨ご連絡ください。

お問い合わせ先
津和野町 総務財政課
TEL 0856-74-0028